

隠岐島後森林組合 女性活躍に係る行動計画

女性が長期継続して就業できる働きやすい職場環境を整えることによって、地域の森林を守り育てる人材を確保し森林組合としての責務を果たすため、次のように行動計画を策定する。

実施期間 平成 30 年 1 月 1 日 ～ 平成 33 年 12 月 31 日

- 現 状
- ・3K(きつい、汚い、危険)イメージが強く、求人募集への応募者が少ない。
 - 組合(林業)イメージの向上が必要
 - ・全職員に占める女性職員の割合が低い。
女性職員の割合 22%、事業課(現場)においては 9%
 - 担い手不足対応に女性林業作業員の採用が必要
 - ・女性の平均勤続年数が男性に比べて低い。
女性 7 年 7 ヶ月、男性 9 年 9 ヶ月と 2 年 2 ヶ月の開きがある。
 - 仕事と家庭生活を両立して長く就業できる支援が必要
 - ・女性が働きやすい職場環境が整っていない。
 - 女性用トイレ、女性更衣室等の改善整備が必要

目 標

① 林業作業ができる女性を 2 名以上雇用する

② 職員の平均勤続年数を 2 年伸ばす(計画期間中に採用した職員は除く)

取組内容・実施時期

平成 30 年 1 月～

- 職場環境改善について、職員と定期的に意見交換を実施する。
- 仕事と家庭生活の両立への意識向上(福利厚生面の周知等)
 - ・妊娠・出産時の母性健康管理、育児・介護時の休業等についての説明会実施と積極的な利用の促進
 - ・相談のための窓口設置
- 福利厚生制度の内容整備
- 組合(林業)に対するイメージの向上につながる情報を発信する。
 - ・広報紙発行、ホームページ開設、SNS 発信
 - ・求人内容の見直し、インターネットを利用した求人募集
 - ・町内のイベントに参加し、組合事業を PR

平成 30 年 3 月～

○女性が働きやすい職場環境の整備

- ・女性用の施設（トイレ、更衣室、休憩室等）の改善・整備

平成 30 年 7 月～

○長期就業のための人材育成の実施

- ・資格取得支援、各種研修等への積極的な派遣